(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月30日

(あて先) 旭川市長

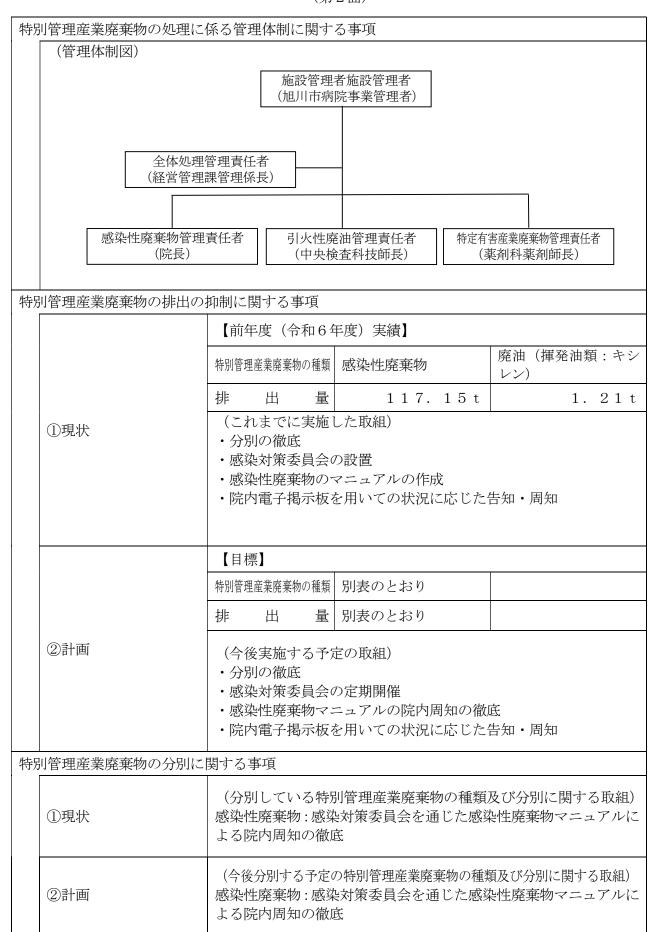
提出者

住 所 旭川市金星町1丁目1番65号 氏 名 市立旭川病院 旭川市病院事業管理者 石井 良直 電話番号 0166-24-3181

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	市立旭川病院
事	業場の所在地	旭川市金星町1丁目1番65号
計	画 期 間	令和7年4月1日~令和8年3月31日
当計	亥事業場において現に行っ	っている事業に関する事項
	①事業の種類	一般病院
	②事業の規模	病床数 481床
	③従 業 員 数	851人
	④特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程	委託業者による中間処理施設へ運搬・焼却→最終処分場にて埋立て

(日本産業規格 A列4番)



自身	っ行う特別管理産業廃棄	物の再生利用に関する	事項					
	【前年度(令和6年度)実績】							
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油(揮発油類:キシレン)				
	①現状	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	O t	O t				
		(これまでに実施した	た取組)					
		なし						
•		【目標】						
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油(揮発油類:キシレン)				
	②計画	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t				
		(今後実施する予定の	の取組)					
		なし						
自身	。 う行う特別管理産業廃棄	・ 物の中間処理に関する	事項					
		【前年度(令和6年月	度)実績】					
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油(揮発油類:キシ レン)				
	①現状	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t				
		自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t				
		(これまでに実施した取組)						
		なし						
i								
		【目標】	1	Later description				
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油(揮発油類:キシ レン)				
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	O t				
Ī	②計画	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	O t				
		(今後実施する予定の取組)						
		なし						

自ら行う特別管理産業	<b>産廃棄物の埋立処分に関する</b>	事項							
	【前年度(令和6年度	更) 実績】							
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油(揮発油類:キシレン)						
①現状	自ら埋立処分 を行った 特別管理産業廃棄物の量	O t	0 t						
	(これまでに実施した なし	(これまでに実施した取組) なし							
	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油(揮発油類:キシレン)						
②計画	自ら埋立処分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	O t	O t						
	(今後実施する予定の	(今後実施する予定の取組)							
	なし								
 特別管理産業廃棄物 <i>0</i>	 D処理の委託に関する事項								
	【前年度(令和6年度	要) 実績】							
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油 (揮発油類:キシレン)						
	全処理委託量	117.15t	1. 21 t						
	優良認定処理業者への 処理委託量	117. 15 t	1. 21 t						
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 1						
①現状	認定熱回収業者への 処理 委託 量	0 t	1. 21 t						
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	117. 15 t	0 t						
		(これまでに実施した取組) <ul><li>・電子マニフェストの導入</li></ul>							
	・分別についての周	・分別についての周知 ・委託業者との緊密な連絡・情報共有							

	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類 別表のとおり				
	全処理委託量 別表のとおり				
	優良認定処理業者への 処理委託量				
	再生利用業者への 処理委託量 別表のとおり				
	認定熱回収業者への 処理委託量				
②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量				
	(今後実施する予定の取組) ・電子マニフェストにおける迅速かつ正確な廃棄物情報の登録 ・分別についての周知 ・委託業者との緊密な連絡・情報共有				
※事務処理欄					

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画書別表

① 現状

$\cup$ 31 $\wedge$									
特別管理	産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油(揮発油類:キシレン)						
特別管理産業廃棄物の排出 の抑制に関する事項	排出量(t)	117.15	1.21						
自ら行う特別管理産業廃棄 物の再生利用に関する事項	自ら再生利用を行った特別管理産業 廃棄物の量(t)	0	0						
自ら行う特別管理産業廃棄 物の中間処理に関する事項	自ら熱回収を行った特別管理産業廃 棄物の量(t)	0	0						
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量(t)	0	0						
自ら行う特別管理産業廃棄 物の埋立処分に関する事項	自ら埋立処分を行った特別管理産業 廃棄物の量(t)	0	0						
	全処理委託量(t)	117.15	1.21						
	優良認定処理業者への処理委 託量(t)	117.15	1.21						
特別管理産業廃棄物の処理 の委託に関する事項	再生利用業者への処理委託量 (t)	0	0						
	認定熱回収業者への処理委託 量(t)	0	1.21						
	認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量(t)	117.15	0						

2 計画

特別管理	産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油(揮発油類:キシレン)	特定有害産業廃棄物 (廃アルカリ:砒素化合物含有)			
特別管理産業廃棄物の排出 の抑制に関する事項	排出量(t)	110.00	1.10	0.01			
自ら行う特別管理産業廃棄 物の再生利用に関する事項	自ら再生利用を行う特別管理産業廃 棄物の量(t)	0	0				
自ら行う特別管理産業廃棄 物の中間処理に関する事項	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄 物の量(t)	0	0				
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量(t)	0	0				
自ら行う特別管理産業廃棄 物の埋立処分に関する事項	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃 棄物の量(t)	0	0				
	全処理委託量(t)	110.00	1.10	0.01			
	優良認定処理業者への処理委 託量(t)	110.00	1.10	0.01			
特別管理産業廃棄物の処理 の委託に関する事項	再生利用業者への処理委託量 (t)	0	0				
	認定熱回収業者への処理委託 量(t)	0.00	1.10				
	認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量(t)	110.00	0				